平成２５年（再ロ）第１号

埼玉県行田市城西５丁目２番22号
再生債務者　千原　満也

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月21日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（再ロ）第１号

愛知県瀬戸市井戸金町278番地の３
再生債務者　小崎　治郎

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再ロ）第１２号

大阪市北区西天満３丁目５番15―904号
再生債務者　小林　充

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１２号

広島市安佐北区可部東６丁目15番19―14号
再生債務者　田原　清司

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月24日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第１０００１号

茨城県常陸大宮市若林1000番地の98
再生債務者　赤星誠一郎

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月24日
水戸地方裁判所

平成２４年（再ロ）第２号

群馬県前橋市荒牧町２丁目８番地20　ハイブリッジ７―206号、住民票上の住所群馬県前橋市川原町１丁目35番地５
再生債務者　町田　昌史

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月25日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（再ロ）第５号

堺市西区鳳南町５丁517番地125
再生債務者　濱田　末次

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月24日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１３号

広島市南区北大河町26番８号
再生債務者　北山　礼二

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月25日
広島地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年八月十六日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年七月二日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年八月十日
掲載頁　九十六頁（号外第一七二号）
（Ｎ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年八月十日
掲載頁　九十二頁（号外第一七二号）

平成二十五年七月二日
札幌市東区北二四条東一〇丁目一番一一号
（甲）株式会社ツルハ
代表取締役　鶴羽　樹
愛知県春日井市柏原町二丁目八四
（Ｎ）株式会社スペーク
代表取締役　石井　水規

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年六月十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十一日
掲載頁　四十二頁（号外第一一〇号）
（Ｎ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十二月十一日
掲載頁　七十六頁（号外第二六八号）

平成二十五年七月三日
愛知県稲沢市稲葉三丁目一番一〇号
（甲）稲沢田園土地株式会社
代表取締役　山田祐一郎
愛知県稲沢市稲葉三丁目一番一〇号
（Ｎ）尾張土地株式会社
代表取締役　山田祐一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年八月六日であり組織変更後の商号は株式会社ワイズビジネスサポートとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年七月三日
大阪府枚方市中宮北町二番五―四〇一号
合同会社ワイズビジネスサポート
代表社員　井上　英哲

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十五日
掲載頁　六十八頁（号外第一三四号）

平成二十五年七月三日
群馬県吾妻郡長野原町大字大津八一六番地
中澤工業株式会社
代表取締役　中澤　孝夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年七月三日
山梨県中央市若宮三一番地一一
有限会社サンリツ造園土木
代表取締役　土屋　潤一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億四千三百七十三万三千五百十六円減少し四億五千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.athena-kogyo.co.jp/ir/notice.html

平成二十五年七月三日
岐阜県関市下有知五六〇一番地の一
アテナ工業株式会社
代表取締役　下野　泰輔